

平成27年 6月 8日
午前・午後 8時50分

項目ごと ・ 一括

平成27年 6月 8日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 安藤忠司

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要 旨 (内 容)
高等学校生徒就学等の支援	<p>このたびの定例議会において、幼稚園・へき地保育所・小中学校の給食費の町費補助、町負担による無料化、さらに認可保育園の給食費相当額を保育料より軽減する条例の提案がなされました。</p> <p>浦幌町も少子高齢化等の変化により、本町の人口減少が進んでいます。</p> <p>平成22年3月には浦幌高等学校が閉校となり、浦幌町高等学校生徒就学費等補助や高等学校等生徒遠距離通学費等補助金規則により高等学校生徒の保護者に対する助成がされてきました。</p> <p>しかし、昨年の消費税引き上げ、引き上げによる物価の上昇などで保護者の負担が大幅に増えていることから、町として保護者の負担軽減を図る考えはないか、次の4点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 現在の年間3万円という補助では、保護者の負担が大きく、高等学校生徒の通学費・住居を異にした場合における学費補助の創設検討をする考えはないか。2 現在、中学生まで医療費の無料化となっているが、

高等学校生徒まで無料化にならないか、また、インフルエンザの予防接種についても千円程度の負担で実施できないか。

3 高等学校生徒は、浦幌町にいる時間も少なく、利用する回数も少ないためスポーツ施設等の使用料を無料にならないか。

4 町には医療技術者就学資金貸付条例があるが、高等学校生徒以上に対して就学資金貸付制度の創設や教育ローン等の利子補給が実施できないか。

平成27年 6月 9日
午前・午後10時40分

項目ごと ・ 一括

平成27年 6月 9日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 杉江博

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要 旨 (内 容)
1 下浦幌地域の排水対策	<p>1 静内川の排水対策であります。25年3月に引き続き伺います。</p> <p>本件はすでにご承知のように、24年5月の大雨にて100ヘクタールを超える農地の冠水があり、畑作物は蒔き直しや廃耕となった地域で、100ミリを超える降雨があれば常にこうした状況が発生しております。</p> <p>町はこの件に関し、「河道掘削による計画断面の確保、立木の撤去、管理道路の整備、樋門付近でのポンプ等の設置場所の造成」について要請を行っております。</p> <p>現状の改善が見られないことから、その後どのような対応をされてきたのか、道との協議経過等についても伺います。</p> <p>また、国営農地防災事業での取付道路横断管が埋没状況で、管径も小さく無名川の水が町道横断の際は十分な排水がされておられません。あわせて伺います。</p> <p>2 生剛地区の旧浦幌川支流と関連する浦幌川堤内排</p>

<p>2 地方創生資金制度の利用に係る交付金の活用</p>	<p>水の改善に関してありますが、100 ミリを超える雨量で生剛樋門を閉めると、下地区では閉鎖時間が長くなることから、統太地区への逆増水がおき、畑地が壊滅状態となっております。</p> <p>町単独での高低調査をされ改善の余地があるとのことで、順次立木処理や川底の床漑いも一部実施されておりますが、下流の町道横断管、また道の管轄になりますが、堤内排水横断管に問題はないのか。</p> <p>度重なる被害が発生していることから、早期の対策をどのように考えているか。</p> <p>国は、地方自治体が自由な裁量で予算を執行できるようにと、地方創生制度の利用に関する計画を促していると思いますが、わが町も交付金対象とならない各種事業が多数あります。特に自主財源での整備が必要な区長会からも要請のある町道整備や雑種家屋の水洗化等を農漁村地域の環境整備として制度利用による懸案事項の早期実現が必要と思います。</p> <p>第3期まちづくり後期の計画と合わせて検討する考えはないか。</p>
-------------------------------	--

平成27年 6月 9日
午前・午後11時00分

項目ごと ・ 一括

平成27年 6月 9日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 差間正樹

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要 旨 (内 容)
1 住宅リフォーム補助制度の広がり を	<p>住宅リフォーム補助制度は、23年7月1日から始まり、4年経過しております。この制度の目的は、町民が安心して暮らすための居住環境の整備を促進し、定住人口の確保並びに地域経済の活性化を図ることとあります。</p> <p>住民にも一定の関心を持たれながら進んできており、この制度に交付する補助金も当初から年を追って増え、町長も執行方針の中でこの制度の継続を述べておられます。</p> <p>この制度を利用して自宅を改修する住民にとっても、もちろん建築業者等にも、そして町内商店街に与える波及効果を考えるとき、この制度に対する住民の関心と期待は、当然ながら今後大きくなっていくことと思われます。</p> <p>しかし、この制度が始まって4年を経過し、いまだ交付される補助金が予算金額に達していない状況の中で、さらにこの制度を住民にアピールし、要綱の目的を進めるためにも住宅リフォーム補助制度の金額よりも小規模の修繕工事にも補助が必要と考えます。</p>

<p>2 「牛乳で乾杯」 条例を</p>	<p>住民にとってより身近な修繕、例えば、台所回り、暖房設備、気密性保持のための窓回り、すぐにでもできそうではあるが、なかなか決心できない。そんな時、町が後押しすれば決心できる。そんな小規模修繕に対しても補助の枠を広げる、またはその部分に新しい補助制度をつくる考えはないか。</p> <p>全国的な牛乳消費量の減少、円安による飼料価格の高騰、農家の高齢化の加速など酪農業を取り巻く環境が厳しさを増す中でもやはり、新規参入、後継者の確保、法人化などいろいろな努力がされております。</p> <p>根室管内中標津町から始まった「牛乳で乾杯」条例はこんな中でも牛乳生産する県に広がりを見せ、牛乳消費量回復に対する一つの希望の動きとなりつつあるのではないのでしょうか。浦幌町においても各種団体が牛乳で乾杯を取り上げ行っているようですが、いまだ盛り上がり、継続性に欠けているようです。</p> <p>そこで町として「牛乳で乾杯」条例を制定し、牛乳生産を応援し、牛乳消費の回復を消費者、家庭や地域にアピールするべきではないか。</p>
----------------------	---

平成27年 6月 9日
午前・午後11時25分

項目ごと ・ 一括

平成27年 6月 9日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 福原仁子

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要 旨 (内 容)
1 消費者被害防止ネットワークの構築を	<p>近年、多発する消費者被害は、電話等で未公開株や名義貸し、老人ホームへの手付け金などを勧め、お金をだまし取る詐欺やコンビニでの振り込め詐欺、また、パソコンや携帯電話の架空請求など、悪質で巧妙な商法や特殊詐欺が横行しています。</p> <p>特に、高齢者等の被害を防ぐために、2003年12月に「北海道消費者被害防止ネットワーク」が設立されました。市町村や警察、消費者団体、町内会、社会福祉団体、学校、郵便局、金融機関、商工会、コンビニ、小売店などあらゆる団体の加入を促進し、定期的に会議を開き、情報交換をして未然に被害を防止するのが目的です。</p> <p>そこで、次の2点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町民を見守り、消費者被害を防ぐために「消費者被害防止ネットワーク」を構築する考えはあるか。2 「安全で住みよい地域社会の実現を図ること」とは、具体的にどのようなことを指すのか。

2 公共施設利用料金

公共施設利用料金の減免制度は、昨年4月より開始され、65歳以上の町民にたいへん喜ばれ、利用者が多くなってきていると思われます。4公民館のうち中央公民館主催の行事の利用者は、年齢を問わず一番多いと思われますが、若年層、特に子育て世代の利用者のお父さん・お母さん方が減免制度の適用外になつています。子どもと一緒に芸術文化やスポーツに親しみ、施設を利用し、子どもの将来の芽をのばしてこそ、「子どもを産み育てる環境の整備充実」につながると思ひます。さらなる公共施設利用料金の無償化を実施できないか。